

令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る知事が定める数

係数名	知事が定める数	根拠規定
医療費指数反映係数 (α)	1	条例第8条第1項
一般納付金所得係数 (β)	0.7132890018214	条例第10条
後期高齢者支援金等納付金所得係数 (β)	0.7214985218840	条例第13条
介護納付金納付金所得係数 (β)	0.6565823585849	条例第16条
一般納付金所得割指数	0.8	条例第12条
後期高齢者支援金等納付金所得割指数	0.8	条例第15条
介護納付金納付金所得割指数	0.8	条例第16条
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第12条
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第15条
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第16条
一般納付金基礎額調整係数 (γ)	0.9144663630057	政令第9条第8項
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 (γ)	0.999999963623	政令第10条第6項
介護納付金納付金基礎額調整係数 (γ)	0.999999913029	政令第11条第6項

※根拠規定

- 政令：国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年3月24日政令第41号）
- 条例：国民健康保険法施行条例（平成29年12月22日徳島県条例第55号）